

被災した方は、保育料の減免を受けられる場合があります。

【対象】

地震により住宅に全壊又は半壊の被害を受けられた方

※罹災証明書（コピー可）が必要です。

【問い合わせ先】

こども福祉課 0964-32-1404（直通）
 0964-32-1111（内線 1137～1139）